## 令和6年度税制改正要望事項 (新設·拡充·延長)

(農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究調整課 農林水産技術会議事務局 研究推進課 農産局 技術普及課)

| 項目 | <br>名             | スマート農業技術等を活用した生産性の高い食料供給体制の確立に向けた税制上の所要の措置   |
|----|-------------------|--|
| TY |                   |  |
| 税  | 目<br>             | 所得税・法人税、登録免許税<br>  |
| 要  | するため構を中心          | 少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立<br>め、①スマート技術等の新技術について、国が開発目標を定め、農研機<br>心に、産学官連携を強化し開発を進めると同時に、②生産者・農協、サ             |
| 望  | ービス<br>が一体<br>体系の | 事業体、機械メーカー、食品事業者、地方自治体等、産地・流通・販売<br>でスマート技術等に対応するための生産・流通・販売方式の変革(栽培<br>見直し、サービス事業体の活用等)などの取組を促進する仕組みについ<br>する必要がある。 |
| Ø  | このた。<br>受けた       | がある。<br>め、こうした仕組みの法制化(計画認定制度の創設)を前提に、認定を<br>計画に従って行う設備・施設等の整備や、会社の設立、出資の受入れ、<br>伴う不動産の所有権の移転等について、税制上の特例を設ける。        |
| 内  |                   | 平年度の減収見込額 - 百万円  |
|    |                   | (制度自体の減収額) ( 一百万円)   |
| 容  |                   | (改正増減収額) ( 一百万円)   |
| 新  | (1) 政策            |  |
| 設  |                   | の減少、高齢化の進展、農業技術の分野における情報通信技術等の技術   |
|    | 産性の[              | 進展その他の我が国農業を取り巻く環境の著しい変化に伴い、農業の生向上に不可欠であるスマート農業技術を導入して農産物の生産、流通及   |
| 拡  | 等革新               | の方式の革新を図ることの重要性が増大していることに鑑み、生産方式<br>を促進するための措置を講ずることにより、農業の生産性の向上を図<br>って農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資す              |
| 充  |                   | を目的とする。  |
| 又  | (2) 施領            | 策の必要性  |
| は  | 今後                | 20 年間で、現在の基幹的農業従事者の大宗を占める 70 歳以上の年齢層   |
| 延  | の生産だ              | イアした後、農業者数は現在から大きく減少することが見込まれ、従来<br>方式等を前提とした農業生産では農業の持続性を確保できないおそれが   |
| 長  | ある。<br>  ↓□:      | 減少下においても生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確   |
| を  | 立する               | 成少いにおいても土産水平が解析できる土産性の高い良材供品体制を確ためには、生産性を飛躍的に向上させるスマート農業技術や品種の開<br>用化を図りながら、産地の生産方式等の変革を進めることが急務であ                   |
| 必  | り、ス               | 用化を図りながら、産地の生産力式等の変単を進めることが忌務であ<br>マート農業技術等をはじめとする新技術の現場導入を一層加速すること<br>欠となっている。                                      |
| 要  |                   | へとなっている。<br>、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決  |
| ٤  | 定)等は革を促え          | においても、「産学官連携による新技術開発と生産・流通等の方式の変<br>進する仕組みの検討やスマート農林水産業の実装の加速化(中略)等を<br>」と位置付けられているところである。                           |
| す  |                   | 」と位直的けられているとこうである。<br>ため、スマート農業技術等の新技術の研究開発及びその成果の実用化  |
| る  | と、新               | 技術に対応するための生産・流通・販売方式の変革を一体的に推進する   |
| 理  | 制度を               | 創設し、税制上の特例を設けることにより、これらの取組を促進する必<br>る。   |
| 由  |                   |  |

| 今回の要望(租税    | 合理性         | 政策体系に おけの 位置付け                     | (大目標)<br>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。<br>(中目標)農業の持続的な発展<br>(政策分野)<br>2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化<br>2-⑩ 農業のデジタルトランスフォーメーションの推進<br>2-⑪ イノベーション創出・技術開発の推進 |
|-------------|-------------|------------------------------------|---|
|             |             | 政 策 の<br>達成目標                      | スマート農業技術を活用した農業の生産性の向上を図り、農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資する。  |
|             |             | 租税特別措<br>置の適用又<br>は延長期間            | _   |
|             |             | 同上の期間<br>中 の 達 成<br>目 標            | _   |
| 特<br>別<br>措 |             | 政策目標の<br>達 成 状 況                   |   |
| 置)に         | 有<br>効<br>性 | 要 望 の<br>措 置 の<br>適用見込み            |   |
| 関連する事       |             | 要望の措置<br>の効果見込<br>み(手段とし<br>ての有効性) | 認定を受けた事業計画に従い、設備投資や会社の設立等を行う事業者に対し税制上の特例措置を講ずることは、これらの者の資金繰りを緩和させる効果があるため、新技術の研究開発及びその成果の実用化と、新技術に対応するための生産・流通・販売方式の変革に踏み切ることに繋がり、ひいては、生産性の高い食料供給体制の確立に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。   |
| 項           | 相当性         | 当該要望項<br>目以外の税<br>制上の措置            |   |
|             |             | 予算上の<br>措置等の<br>要求内容<br>及び金額       | スマート農業の総合推進対策<br>(令和5年度当初予算:1,196百万円)   |
|             |             | 上記の予算<br>上の措置等<br>と要望項目<br>との 関係   | 上記事業は、スマート農業技術の開発・実証や環境整備等を<br>支援するものであり、税制上の措置を講ずることで、予算措置<br>と相まって、スマート農業技術の実用化やその効果的な導入が<br>図られ、政策目的の達成に資するものとなる。  |

|                            | 要望の措置<br>の 妥 当 性                               | 税制上の特例措置については、生産性の高い食料供給体制の確立に向けた設備投資や会社の設立、出資の受入れ等を促すための事業計画を国が認定した場合に限り、適用することとしており、妥当である。 |
|----------------------------|--|--|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別<br>措 置 の<br>適用実績                          |  |
|                            | 租特透明化<br>法に基づく<br>適 用 実 態<br>調 査 結 果           |  |
|                            | 租税特別措<br>置の適用に<br>よる効果<br>(手段として<br>の有効性)      |  |
|                            | 前回要望時<br>の達成目標                                 |  |
|                            | 前回要望時<br>からの達成<br>度及び目標<br>に達してい<br>ない場合の<br>理 |  |
| これまでの<br>要 望 経 緯           |  | _  |